

学校において予防すべき感染症にかかっている者についての出席停止期間の基準

	病 名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウィルスであるものに限る。） 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。） 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	解熱した後3日を経過するまで。 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風しん(三日はしか) 水痘(水ぼうそう)	発しんが消失するまで。 すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 ※その他の感染症 (感染性胃腸炎・マイコプラズマ肺炎等)	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

(学校保健安全法施行規則等により作成)

※その他の伝染病として出席停止を指示するかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮した上で、学校長が判断する。